

高齢者自主活動グループ新規立ち上げ支援事業助成

助成に関するQ&A

Q1 申請要項の2で、「既存のグループであっても、第3項に該当する支援の分野での活動を行っていないグループは対象とします」とあります。既存のグループ（一年以上活動しているグループ）が、新たに高齢者の見守り活動を試みようと思っていますが、これは助成の対象となりますか？

A 対象となります。申請要項の第3項「助成対象となる事業」に沿うものであれば大丈夫です。

Q2 申請要項の3で、「行政や市町社会福祉協議会および地域の自治会の事業等、既存団体の事業とみなされる事業は対象となりません。」とありますが、自治会等の既存団体と協力しあいながらの活動は助成の対象となるのでしょうか？ 例えば高齢者への見守り活動の中で引きこもりの方を訪問し自治会の行事への参加をうながすなどの活動など・・・。

A その活動が行政や自治会等の事業そのものであれば対象となりません。しかし、その団体が主催する事業等を案内し活用するという支援活動は、助成の対象となります。

Q3 今やっている高齢者サロンで新たに「お出かけ支援」を計画しています。助成の対象になりますか？

A 既に高齢者支援を行っているグループの、単なる「事業内容の拡大」については対象となりません。

Q4 サロン活動を考えていますが、参加費として毎回1人当たり100円ずつ集めてもいいでしょうか？ また、日常生活の簡単なお手伝いをするグループメンバーに、一回100円などの報酬を支払ってもいいのでしょうか？

A 適正な額での参加費徴収は問題ありません。参加費は収入として計上してください。グループメンバーへ報酬を支払っていただいて結構ですが、報酬は助成対象としていません。（この場合、報酬は助成対象外経費として計上してください。）ただし、支援活動に必要な交通費は助成対象となります。

Q5 購入するものが高額（パソコン・電動のこぎりなど）なので、1品だけになりますがいいいでしょうか？

A この助成はグループの新規立ち上げを支援するものですので、購入する物品を除けばすべて立ち上げ可能な準備ができるという状況ならば、1品だけの購入は問題ありません。そのような状況でない場合は、立ち上げ全般を考慮した支出を計画してください。

<p>Q6 申請する金額ですが、活動に必要な費用を計算したら 85,500 円になりました。10 万円に満たなくてもいいのでしょうか？</p>
<p>A 10万円以内ならいくらでも大丈夫です。ただし、<u>千円未満は切り捨て</u>になりますので、申請書には「85,000 円」と記入ください。10万円は助成する上限額であり、10万円に達することが申請の条件ではありません。また、10万円に満たないことが審査の際に不利になることはありません。</p>
<p>Q7 申請する金額が、例えば10万円と5万円なら少ない金額の方が採用されやすくなるのですか？</p>
<p>A 申請する額が審査に影響することはありません。</p>
<p>Q8 助成を受けましたが、申請時に記入した購入品目が結果的に変更になった場合はどうなりますか？</p>
<p>A 購入品に限らず、申請時の内容が大幅に変わる場合は必ず実施主体である滋賀県社会福祉協議会に事前に連絡してください。必要に応じて変更申請書（様式4）を提出していただくことがあります。</p>
<p>Q9 所要額調書・精算額調書に記載する経費は、いつからいつまでの収入・支出が対象なのでしょう？</p>
<p>A 申請年度の4月1日～翌年3月31日までに発生する収入と支出が対象です。</p>
<p>Q10 3年以上にわたり支援活動に取り組むことが必要条件となっていますが、助成金を受けたら3年にかけて使ってもいいのでしょうか？</p>
<p>A 本助成は当該年度内の立ち上げに対する支援であり、助成金については年度を過ぎて繰り越して使うことはできません。</p>
<p>Q11 サロンで必要なお茶菓子・飲み物、活動や会議などの際のお弁当は、対象経費になりませんか？</p>
<p>A 飲食物代（食糧費）については対象経費となりませんので、助成対象外経費として計上してください。</p>
<p>Q12 グループ内の方に講師をお願いしています。謝礼を渡しますが、助成対象となりますか？</p>
<p>A グループ内部の講師に対する謝金は助成対象となりません（内部の助言者や委員等についても同様）。自主財源で支払った場合は対象外経費として計上してください。なお、外部の講師・助言者・委員等に対する謝礼は対象となります。</p>
<p>Q13 スタッフが、外部で開催される研修会に参加したいと思っています。参加料や交通費は対象経費となりますか？</p>
<p>A 申請する支援活動にかかるスキルアップのための研修会への参加費・交通費は、助成の対象となります。参加費は「負担金」、交通費は「旅費交通費」に計上してください。</p>